

地方独立行政法人長崎市立病院機構非常勤職員就業規程

平成24年4月1日

規程第14号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 人事

　第1節 採用（第4条—第9条）

　第2節 休職（第10条—第13条）

　第3節 評定（第14条）

　第4節 退職及び解雇（第15条—第21条）

第3章 給与（第22条）

第4章 服務（第23条）

第5章 勤務時間、休日及び休暇等（第24条）

第6章 育児休業等（第25条）

第7章 研修（第26条）

第8章 賞罰（第27条・第28条）

第9章 安全及び衛生（第29条）

第10章 業務による旅行（第30条）

第11章 福利厚生（第31条）

第12章 災害補償（第32条）

第13章 補足（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する非常勤職員（労働契約法（平成19年法律第128号）第18条第1項に規定する期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）へ転換した非常勤職員（以下「無期非常勤職員」とい

う。) 及びこの規程第17条に基づき再雇用された非常勤職員を含む。) の労働条件、
服務規律その他就業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、非常勤職員とは、第4条の規定に基づき法人に採用された職員(以下「嘱託員」という。)及び第5条の規定に基づき法人に採用された職員(以下「臨時職員」という。)をいう。

(規程等の遵守)

第3条 法人及び非常勤職員は、誠意をもって法令及びこの規程並びに関係規程等を遵守しなければならない。

第2章 人事

第1節 採用

(嘱託員の採用)

第4条 理事長は、次の各号に定める職について、その職務内容、期間、職場の実態等を考慮し、業務遂行上必要と認められるときは、3年を超えない範囲内で労働契約の期間を定めて嘱託員を採用することができる。

(1) 地方独立行政法人長崎市立病院機構職員就業規程(平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第11号。以下「職員就業規程」という。)の適用を受ける職員(以下「正規職員」という。)の職に欠員を生じた場合において、正規職員の業務のうち補佐的な業務を職務内容とする職

(2) 1日又は1週について正規職員について定める勤務時間を勤務して処理するに至らない業務を職務内容とする職

(3) 1月又は1年を通じて正規職員について定める勤務日数を勤務して処理するに至らない業務を職務内容とする職

(4) 一定の期間内に終了する予定の業務を行うことを職務内容とする職で、次条の規定による臨時職員によっては対応できないもの

2 前項の規定による嘱託員の採用は、選考によるものとする。

(臨時職員の採用)

第5条 理事長は、緊急又は臨時の場合において、その職務内容、期間、職場の実態を考慮し、業務遂行上必要と認められるときは、6か月を超えない範囲内で労働契

約の期間を定めて臨時職員を採用することができる。

2 臨時職員の採用は、選考によるものとする。

(労働条件の明示及び採用時の提出書類)

第6条 職員就業規程第6条及び第7条の規定は、非常勤職員の採用又は無期労働契約への転換に際しての労働条件の明示及び採用時の提出書類について準用する。

(労働契約期間の更新)

第7条 理事長は、嘱託員の労働契約の期間が満了する場合において、業務遂行上必要があると認める場合には、3年を超えない範囲内で労働契約の期間を更新することができる。

2 理事長は、業務遂行上必要があると認める場合には、臨時職員の労働契約の期間を6か月を超えない範囲内で更新することができる。ただし、その更新された期間を再度更新することはできない。

3 理事長は、先に臨時職員であった者について、前の労働契約の期間満了後、理事長が定める期間を経過したときは、これを再度採用することができる。

4 理事長は、第2項の規定により臨時職員の労働契約の期間を更新する場合には、当該職員に当該契約期間を明示しなければならない。

5 理事長は、第1項の規定により嘱託員の労働契約期間を更新する場合及び第2項の規定により臨時職員の労働契約の期間を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(試用期間)

第8条 職員就業規程第8条の規定は、非常勤職員の試用期間について準用する。この場合において、同条第1項中「6か月」とあるのは「2か月」と読み替えるものとする。

(無期労働契約の締結の申込み)

第9条 無期労働契約の締結の申込みは、労働契約の期間の満了日の30日前までに行うものとする。

第2節 休職

(休職)

第10条 理事長は、無期非常勤職員が次の各号の一に該当する場合であって必要と

認められるときは、その意に反してこれを休職にすることができる。

(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

(3) その他特別の事由により休職にすることが適當と理事長が認める場合

2 理事長は、無期非常勤職員を休職にする場合は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

3 第1項第1号に該当するものとして無期非常勤職員を休職にする場合においては、医師の診断に基づいて行うものとする。

(休職の期間)

第11条 前条第1項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、休養を要する程度に応じ3年を超えない範囲内において、理事長が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から起算して引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 前条第1項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

3 前条第1項第3号の規定に該当する場合における休職の期間は、職員の実情に応じ、理事長が定める。

4 第1項の規定の適用については、前条第1項第1号の規定に該当し休職にされた無期非常勤職員が、復職をした日から1年に達する日までの間に、同一の傷病又はその傷病に起因する傷病により再度の休職にされたときは、当該再度の休職の期間は、復職前の休職の期間に引き続いているものとみなす。

(休職の効果)

第12条 休職中の無期非常勤職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職中の無期非常勤職員は、休職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(復職)

第13条 理事長は、第11条に規定する休職の期間を満了するまでに休職事由が消滅したと認めるときは、復職を命じる。ただし、第10条第1項第1号の規定による休職については、休職の期間を満了するまでに無期非常勤職員が復職を願い出て、

休職事由が消滅したと理事長が指定する医師 2 名（うち 1 名は産業医）が認める場合に限り、復職を命じる。

- 2 前項の場合において、理事長は、原則として休職前の職場に復帰させるものとする。ただし、心身の状態その他の事情を考慮して必要があると認めたときは、他の職務に従事させることができる。

第 3 節 評定

（勤務評定）

第 14 条 職員就業規程第 9 条の規定は、非常勤職員の勤務評定について準用する。

第 4 節 退職及び解雇

（退職）

第 15 条 非常勤職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日をもって退職するものとし、職員としての身分を失う。

- (1) 自己都合による退職を申し出たとき 理事長が承認する日
- (2) 任期が満了したとき 任期が満了した日
- (3) 定年に達したとき 定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日
- (4) 第 10 条第 1 項に掲げる事由により休職をした者について、第 11 条に定める休職の期間が満了したにもかかわらず、なお休職事由が消滅していないとき 休職期間の満了した日
- (5) 死亡したとき 死亡日

（定年）

第 16 条 無期非常勤職員の定年は、年齢 60 年（医師にあっては、年齢 65 年）とする。ただし、年齢 61 年に達する日の属する年度から年齢 65 年に達する日の属する年度までの間に無期非常勤職員となった者の定年は、年齢 65 年とする。

（定年退職者の再雇用）

第 17 条 理事長は、前条本文に規定する定年年齢に達したことにより、第 15 条第 3 号の規定により退職した者については、1 年を超えない範囲内で任期を定め、再雇用することができる。

- 2 前項の規定により再雇用され、労働契約の期間を更新する場合の期間の末日は、その者が年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日（以下「65 歳年度

末」という。」以前でなければならない。

(高年齢者の雇用限度)

第18条 雇用を開始する最初の年度において、第16条本文に規定する定年年齢に達することとなる者及び既に達している者については、当該雇用の初日から起算して5年を超えて雇用しない。

(定年退職等の雇用継続)

第19条 第16条ただし書きに規定する定年年齢に達したことにより退職した者又は第17条の規定により65歳年度末までの再雇用が終了した者については、法人の必要により、労働契約の期間を定めてさらに雇用できる。ただし、理事長が特別の事情があると認める場合を除き、当該労働契約の期間の末日は、その者が年齢70年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

(自己都合による退職手続)

第20条 職員就業規程第19条の規定は、非常勤職員が自己の都合により退職しようとするときについて準用する。

(解雇、解雇预告、退職時の責務及び退職証明書等の交付)

第21条 職員就業規程第23条から第26条までの規定は、非常勤職員の解雇、解雇预告、退職時の責務及び退職証明書等の交付について準用する。

第3章 給与

(給与)

第22条 非常勤職員の給与については、地方独立行政法人長崎市立病院機構非常勤職員給与規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第48号）で定める。

2 前項に定めるもののほか、臨時の給与の支給について必要な事項は、理事長が別に定める。

第4章 服務

(服務)

第23条 職員就業規程第29条から第46条までの規定は、非常勤職員の服務について準用する。

第5章 勤務時間、休日及び休暇等

(勤務時間、休日及び休暇等)

第24条 非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇等については、地方独立行政法人長崎市立病院機構非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第17号）で定める。

第6章 育児休業等

(育児休業等)

第25条 非常勤職員の育児休業等については、地方独立行政法人長崎市立病院機構職員の育児休業・介護休暇等に関する規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第20号）で定める。

第7章 研修

(研修)

第26条 職員就業規程第49条の規定は、非常勤職員の研修について準用する。

第8章 賞罰

(表彰)

第27条 非常勤職員の表彰については、地方独立行政法人長崎市立病院機構職員表彰規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第29号）の定めるところによる。

(懲戒、損害賠償等)

第28条 職員就業規程第51条から第56条までの規定は、非常勤職員の懲戒、損害賠償等について準用する。

第9章 安全及び衛生

(安全及び衛生)

第29条 職員就業規程第57条から第59条までの規定は、非常勤職員の安全衛生管理等について準用する。

第10章 業務による旅行

(業務による旅行)

第30条 職員就業規程第60条の規定は、非常勤職員の業務による旅行について準用する。

第11章 福利厚生

(保険等)

第31条 非常勤職員の共済等は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の定めるところによる。

第12章 災害補償

(災害補償)

第32条 非常勤職員の職務上の災害又は通勤途上の災害に対する補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条第2項に定めるものに該当する非常勤職員の職務上の災害又は通勤途上の災害に対する補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

第13章 補足

(委任)

第33条 この規程に定めるもののほか、非常勤職員の就業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
2 この規程の施行日の前日において、長崎市が制定した嘱託員及び臨時職員の任用、勤務条件等に関する要綱（平成4年4月1日施行）の規定に基づき、長崎市病院事業管理者に任用されていた嘱託員及び臨時職員（以下「長崎市病院局の嘱託員等」という。）で、引き続きこの規程の規定による非常勤職員となった者の長崎市病院局の嘱託員等として勤務した期間は、この規程の規定により勤務した期間とみなす。

附 則（平成30年4月27日規程第4号）

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月27日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(在職者の特例)

2 この規程の施行日前から引き続き在職している非常勤職員のうち、施行日現在、既に第16条ただし書きに規定する定年年齢以上である者及び年齢61年に達す

る日の属する年度から年齢65年に達する日の属する年度までの間に無期非常勤職員となることができない者の定年年齢は、同条ただし書きの規定にかかわらず、その者の年齢及び施行日の前日までの雇用期間に応じて理事長が個別に定める。この場合において、第18条の規定は適用しない。

- 3 前項の適用を受け、その定年により退職した者は、第19条の規定の例によりさらに雇用することができる。

附 則（令和4年9月30日規程第30号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和6年9月30日規程第33号）

この規程は、令和6年10月1日から施行する。